

大字佛原	旧上益城郡清和村大字佛原の区域	仏原
大字米生	旧上益城郡清和村大字米生の区域	米生
大字須原	旧上益城郡清和村大字須原の区域	須原
大字小峰	旧上益城郡清和村大字小峰の区域	小峰
大字貫原	旧上益城郡清和村大字貫原の区域	貫原
大字小中竹	旧上益城郡清和村大字小中竹の区域	小中竹
大字木原谷	旧上益城郡清和村大字木原谷の区域	木原谷
大字緑川	旧上益城郡清和村大字緑川の区域	緑川
大字尾野尻	旧上益城郡清和村大字尾野尻の区域	尾野尻
大字鎌野	旧上益城郡清和村大字鎌野の区域	鎌野
大字市の原	旧上益城郡清和村大字市の原の区域	市の原
大字仮屋	旧上益城郡清和村大字仮屋の区域	仮屋
大字長崎	旧阿蘇郡蘇陽町大字長崎の区域	長崎
大字馬見原	旧阿蘇郡蘇陽町大字馬見原の区域	馬見原
大字滝上	旧阿蘇郡蘇陽町大字滝上の区域	滝上
大字神ノ前	旧阿蘇郡蘇陽町大字神ノ前の区域	神ノ前
大字白石	旧阿蘇郡蘇陽町大字白石の区域	白石
大字大野	旧阿蘇郡蘇陽町大字大野の区域	大野
大字方ヶ野	旧阿蘇郡蘇陽町大字方ヶ野の区域	方ヶ野
大字柳井原	旧阿蘇郡蘇陽町大字柳井原の区域	柳井原
大字塩原	旧阿蘇郡蘇陽町大字塩原の区域	塩原
大字菅尾	旧阿蘇郡蘇陽町大字菅尾の区域	菅尾
大字塩出迫	旧阿蘇郡蘇陽町大字塩出迫の区域	塩出迫
大字米迫	旧阿蘇郡蘇陽町大字米迫の区域	米迫
大字今	旧阿蘇郡蘇陽町大字今の区域	今
大字八木	旧阿蘇郡蘇陽町大字八木の区域	八木
大字花上	旧阿蘇郡蘇陽町大字花上の区域	花上
大字柏	旧阿蘇郡蘇陽町大字柏の区域	柏
大字二瀬本	旧阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本の区域	二瀬本
大字橘	旧阿蘇郡蘇陽町大字橘の区域	橘
大字下山	旧阿蘇郡蘇陽町大字下山の区域	下山
大字高辻	旧阿蘇郡蘇陽町大字高辻の区域	高辻
大字高畑	旧阿蘇郡蘇陽町大字高畑の区域	高畑
大字東竹原	旧阿蘇郡蘇陽町大字東竹原の区域	東竹原
大字柳	旧阿蘇郡蘇陽町大字柳の区域	柳
大字伊勢	旧阿蘇郡蘇陽町大字伊勢の区域	伊勢
大字長谷	旧阿蘇郡蘇陽町大字長谷の区域	長谷
大字玉目	旧阿蘇郡蘇陽町大字玉目の区域	玉目
大字大見口	旧阿蘇郡蘇陽町大字大見口の区域	大見口
大字二津留	旧阿蘇郡蘇陽町大字二津留の区域	二津留
大字上差尾	旧阿蘇郡蘇陽町大字上差尾の区域	上差尾

熊本県告示第148号の5

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、阿蘇市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成17年2月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

阿蘇市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、阿蘇市

(以下「甲」という。)は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県 (以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

熊本県告示第 148 号の 6

地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 7 条第 4 項及び地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 14 の規定により、山都町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

山都町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 7 条第 4 項の規定に基づき、山都町 (以下「甲」という。)は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県 (以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 111 号の 2

医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 30 条の 3 の規定に基づき、熊本県保健医療計画を変更する。

なお、変更後の熊本県保健医療計画は、次のところにおいて一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

縦覧できる場所	所在地
熊本県情報プラザ	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県健康福祉部地域医療推進課	熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本市健康政策部健康福祉政策課	熊本市手取本町 1-1
宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (宇城保健所)	下益城郡松橋町久具 400-1
玉名地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (有明保健所)	玉名市岩崎 1004-1
鹿本地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (山鹿保健所)	山鹿市山鹿 465-2
菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (菊池保健所)	菊池市隈府 1272-10
阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (阿蘇保健所)	阿蘇市内牧 1204
上益城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (御船保健所)	上益城郡御船町辺田見 400
八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (八代保健所)	八代市西片町 1660
芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (水俣保健所)	水俣市八幡町二丁目 2-13
球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (人吉保健所)	人吉市寺町 12-1
天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課 (天草保健所)	本渡市今釜新町 3530

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第2号

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年2月11日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則
(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県警察署協議会に関する規則(平成13年熊本県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「一の宮警察署協議会」を「阿蘇警察署協議会」に、「矢部警察署協議会」を「山都警察署協議会」に改める。

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第2条 熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2一般国道57号の項中「阿蘇郡波野村」を「阿蘇市波野」に改め、同表一般国道218号の項中「阿蘇郡蘇陽町大字馬見原」を「上益城郡山都町馬見原」に、「阿蘇郡蘇陽町大字長崎」を「上益城郡山都町長崎」に改め、同表一般国道265号の項中「阿蘇郡蘇陽町大字馬見原」を「上益城郡山都町馬見原」に改める。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)

第3条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「一の宮警察署」を「阿蘇警察署」に、

高森警察署管轄区域	5
-----------	---

を

高森警察署管轄区域	4
-----------	---

に、

矢部警察署管轄区域	3
-----------	---

を

山都警察署管轄区域	4
-----------	---

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第5号

阿蘇市及び山都町が設置されたことに伴い、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員の活動区域を次のように変更したので、告示する。

平成17年2月11日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 変更年月日
平成17年2月11日
- 2 活動区域を変更する者の氏名、住所及び活動区域
(1) 変更前

氏 名	住 所	活動区域
荒井 咲子	阿蘇郡一の宮町大字宮地 4581 番地	一の宮警察署管轄区域
岩瀬 善喜	阿蘇郡波野村大字波野 1838 番地	〃
岩永 浩	阿蘇郡一の宮町大字宮地 1857 番地の 1	〃
荻 誠輝	阿蘇郡産山村大字山鹿 683 番地	〃
金森 孝治	阿蘇郡阿蘇町大字赤水 797 番地	〃
坂梨 智信	阿蘇郡阿蘇町大字三久保 4423 番地	〃
松川シズノ	阿蘇郡阿蘇町大字小里 140 番地	〃
上村 昭進	阿蘇郡蘇陽町大字馬見原 58 番地 10	高森警察署管轄区域
坂田 弘明	上益城郡矢部町大字田吉 867 番地	矢部警察署管轄区域
下田 秋生	上益城郡矢部町大字下馬尾 91 番地	〃
田上 徳義	上益城郡矢部町大字下馬尾 175 番地 2	〃

(2) 変更後

氏 名	住 所	活動区域
荒井 咲子	阿蘇市一の宮町宮地 4581 番地	阿蘇警察署管轄区域
岩瀬 善喜	阿蘇市波野大字波野 1838 番地	〃
岩永 浩	阿蘇市一の宮町大字宮地 1857 番地 1	〃